

# 高校生等医療費助成制度(マル青)が始まります

## 制度の概要・対象

都内の区市町村が、子育てを支援する福祉サービスの一環として、区域内にお住まいの高校生等に係る医療費について、健康保険の自己負担額(医療費の3割)の一部を助成します。

- ◆ 高校生等とは、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方であり、高校に在学していない方を含みます。
- ◆ 高校生等を養育する方が申請者(対象者)となります。※ 所得制限あり(注1)
- ◆ 高校生等が誰からも監護されておらず区市町村が認める場合は、高校生等本人を申請者(対象者)とすることができます。

※ただし、高校生等が以下のいずれかに該当する場合は対象外です。

- ①東京都外に在住している場合
- ②保護者の所得が所得制限以上の場合(注1)
- ③国民健康保険や健康保険など各種医療保険に加入していない場合
- ④生活保護を受けている場合
- ⑤児童養護施設等に措置により入所している場合

## 教育機関・関係機関の皆さまへのお願い

- ◆ 高校生等が誰からも監護されていない場合は、本人が申請できることがありますので、区市町村の連絡先を紹介するなど、援助や助言の際の参考にしてください。
- ◆ **高等学校、高等専門学校、専修学校等の管理下での事故等による傷病で、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付制度の対象になる場合は、マル青の対象になりませんので、医療機関の窓口では医療証を使用しないよう、助言等をお願いします。**

## 助成方法と内容

- 高校生等が医療機関を受診する際、保険証とともに医療証を提示することで医療費が助成されます(一部、償還払いとなる医療機関等もあります)。

<窓口負担について>

通院	通院1回につき最大200円負担。(注2) 調剤と訪問看護は、窓口負担はありません。
入院	食事療養標準負担額のみ負担。

※ 医療保険の対象外となる経費(差額ベッド等)は助成できません。

医療証(イメージ)

(注1・2) 所得制限や窓口負担の有無等は、区市町村によって異なります。

お問い合わせは、高校生等がお住まいの区市町村又は東京都福祉保健局まで

各区市町村の連絡先はこちら(東京都福祉保健局HP)からご確認ください→

東京都福祉保健局保健政策部医療助成課 03-5320-4282(直通)

